

石川県公報

平成27年3月6日

第12779号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目

次

告 示		公 告	
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定の失効 (薬事衛生課)	1	○都市計画事業の認可に係る公告 (都市計画課)	4
○一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	1	選挙管理委員会	
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	2	○石川県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	4
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	2	内水面漁場管理委員会	
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (水環境創造課)	3	○共同漁業権漁場の平成27年度目標増殖量	5
○県道の区域の変更 (道路整備課)	3	○漁業法の規定によるコイの持出しの禁止の一部改正	6
○県道の供用の開始 (同)	3		

告

示

石川県告示第74号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定により、知事監視製品の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成27年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事監視製品を特定できる情報

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「ICE CREEM HONEY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「G Ageha」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER moon POWDER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

2 失効の理由

当該知事監視製品に、条例第2条第1項第3号又は第6号に掲げる薬物が含有されると認められるに至ったため

3 失効の日

- (1) 1の(1)及び(2) 平成27年2月12日
- (2) 1の(3)から(6)まで 平成27年2月28日

4 罰則の適用

条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。

石川県告示第75号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成27年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
石川県立中央病院清掃等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局経理課
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年2月5日
- 4 落札者の名称及び所在地
太平ビルサービス株式会社
金沢市南町2番1号
- 5 落札金額
76,464,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成26年12月26日

石川県告示第76号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成27年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	人妻痴漢教習 バックからOK!	新 日 本 映 像
〃	淫乱警備員 黒い網タイツ	〃
〃	浮気で発情 かたいのが好き!	新 東 宝 映 画
〃	不倫美姉妹 ～白衣のあえぎ～	オ ー ピ ー 映 画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成27年3月6日

石川県告示第77号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成27年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2015年4月号 (04333-04)	(株)ダブリュエスコポーレーション
〃	N a i N a i プレス北陸 2015年4月号 (06805-04)	電 王 堂 出 版 (株)

隔月刊誌

DOM 2015年4月号
(86663-04)

(株) ザ ウ ス マ ガ ジ ン 社

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成27年3月6日

石川県告示第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
羽 昨 市	羽昨都市計画下水道事業羽昨公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和61年11月25日から 平成34年3月31日まで

石川県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成27年3月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成27年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
熊坂今出線	加賀市大聖寺地方町壺〇1番2地先から 加賀市大聖寺関町16番3地先まで 及び 加賀市大聖寺地方町壺〇1番5地先から 加賀市大聖寺関町16番3地先まで	旧	5.30~15.45 346.5	大聖寺土木 事務所 維持管理課
		新	5.30~15.45 及び 11.43~75.60 486.5	
	大谷狼煙飯田線	珠洲市川浦町貳部1番2地先から 珠洲市川浦町貳部1番2地先まで	旧	
新	26.46~39.58 30.3			
七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字大町ニ108番4地先から 鳳珠郡穴水町字大町ニ37番1地先まで	旧	6.10~12.35 108.3	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	8.30~17.50 108.3	

石川県告示第80号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成27年3月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成27年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
熊坂今出線	加賀市大聖寺地方町老〇1番5地先から 加賀市大聖寺地方町老参37番1地先まで	平成27年3月7日	大聖寺土木事務所 維持管理課
大谷狼煙飯田線	珠洲市川浦町忒部1番2地先から 珠洲市川浦町忒部1番2地先まで	平成27年3月6日	珠洲土木事務所 維持管理課

公 告

都市計画事業の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、次の都市計画事業が認可された。

平成27年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地
白山都市計画道路事業 3・5・43号鶴来本町通り線	石川県	白山市八幡町イ20番地 石川土木総合事務所	(1) 収用の部分 白山市鶴来本町一丁目ワ、鶴来本町 二丁目ワ及び鶴来新町レ地内 (2) 使用の部分 なし

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第160号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項及び第2項の規定により、平成26年3月16日執行の石川県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成27年3月6日

石川県選挙管理委員会

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類
平成26年3月16日執行 石川県知事選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
30,797,900円
- 報告書の要旨

候補者氏名	谷本正憲	所属党派	無所属	期間	平成26年3月5日から 平成26年3月5日まで	第3回分
出納責任者氏名	川 渕 一 知					
収 入			支 出			
円			円			
			家屋費	82,950		
			集会会場費	82,950		
今回計	0		今回計	82,950		
前回計	13,081,252		前回計	10,515,837		
総計	13,081,252		総計	10,598,787		

		項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額		ビラの作成	756,600円
		ポスターの作成	1,258,920円
		計	2,015,520円
報告書受理年月日	平成27年2月25日	第3回報告分	

内水面漁場管理委員会

石川県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業の免許（平成25年石川県告示第1号）に掲げる共同漁業権漁場の平成27年度目標増殖量を次のとおり定める。

平成27年3月6日

石川県内水面漁場管理委員会

免許番号 (漁場名)	目 標 増 殖 量											
	増 殖 手 法											
	放					流					あゆ 産卵床 ㎡	
あゆ kg	こい kg	ふな kg	いわな kg	やまめ (さくらま すを含む) kg	うなぎ kg	わか さぎ 万粒	ぬま ちちぶ kg	てなが えび kg	かじか 尾			
内共第1号 (大聖寺川)	600			60	36	10						
内共第2号 (柴山潟)		60	130			35						
内共第3号 (動橋川)	350	5	5	9	15	20		10	20	2,500		
内共第4号 (大杉谷川)	88			50	50							
内共第5号 (手取川・大日川)	1,365			42	84							5,000
内共第6号 (直海谷川)				68	57							
内共第7号 (瀬波川)				72	15							
内共第8号 (尾添川)				57	8							
内共第9号 (御坊谷川)				7	4							
内共第10号 (大日川)				67	12							
内共第11号 (下田原川)				72	30							
内共第12号 (赤谷川)				63	21							
内共第13号 (手取川)				439	24							
内共第14号 (大嵐谷川)				30								
内共第15号 (小嵐谷川)				25								
内共第16号 (犀川)	850			15	45					5,000		5,000
内共第17号 (浅野川)	920			9	21					3,000		
内共第18号 (森下川)	100				9							

内共第19号 (大海川)	210			30	100						
内共第20号 (邑知潟)			180								
内共第21号 (赤浦潟)		20					100				
内共第22号 (河原田川)	230										600
内共第23号 (町野川)	210	4								2,000	
計	4,923	89	315	1,115	531	65	100	10	20	12,500	10,600

注1 こい及びふなについては、1尾当たりの重量を2g以上とする。

2 いわな及びやまめについては、1尾当たりの重量を3g以上とする。

3 あゆについては、1尾当たり重量を3.5g以上とする。

4 ぬまちちぶについては、1尾当たり重量を5g以上とする。

5 てながえびについては、1尾当たり重量を4g以上とする。

6 かじかについては、1尾当たりの重量を0.3g以上とする。

石川県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法の規定によるコイの持出しの禁止（平成16年石川県内水面漁場管理委員会指示第1号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年3月6日

石川県内水面漁場管理委員会

会長 又野康男

2中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。